



食品事件・事故における 必要な対策と検査の役割

(一財) 食品分析開発センター SUNATEC 柿本 裕章

はじめに

昨年末の国内工場での農薬混入事件の発生は、日本国内の企業に大きな衝撃とともに、これまでの食品安全に加え、フードディフェンスについても取り組まなければならないことを痛感させる事態となった。

類似した事件として、2008年に発生した中国産冷凍餃子事件が挙げられるが、事件の翌年に一般財団法人食品産業センターが実施した「食品産業におけるフードディフェンスへの取組状況等調査」では、フードディフェンスに取り組んでいると答えた食品製造企業が55%に留まる結果となっていた。

国内での事件発生を受けて、あらためて、フードディフェンスの取り組みを検討されている企業は多いのではないだろうか。

一方、これらの事件発覚のきっかけは、消費者から異臭や異味がするとの情報であり、これらに対する原因特定の為の検査がされている。

このような事件の際には、いち早く原因物質の特定を行うために、適切な検査を迅速に行なうことが求められることとなることから、本稿では、このような事件・事故の際における必要な対策と検査の役割について検討を行った。

また、本来、これらの様な事件・事故を発生させないことが企業としては望まれる事から、発生後の検査だけでなく、事件・事故の発生予防の為の検査、発生した場合でもすぐに察知し、大きな問題への発展を防ぐための検査についても検討を行った。

なお、フードディフェンスは、悪意を

持った意図的な混入からの防御を指すが、企業においては、偶発的な混入の発生においても大きな問題に発展する可能性があることから、本稿では意図しない事故的な混入についても、一部含めることとした。

I. 事件・事故発生時の検査の役割

事件・事故発生時の検査に求められる点は、上述の通り、企業が的確な対応を行うことが出来る為、より早く原因の物質を特定することである。

しかし、物質を特定する為には、当たり前であるが、対象物質が検出される条件に設定した検査を行ななければ、対象物質の有無を確認することは出来ない。

つまり、検査を行う上でどのような物質が入っているかを想定出来ていなければ、時間と費用の浪費となってしまう。また、実際に検査を進める中で得られた結果から、当初の想定とは別の可能性が考えられないかについての検討も必要となる。

例えば、中国産冷凍餃子について厚生労働省がまとめた報告書(*注1)を参考として考えた場合、以下のように考えられる。

中国産冷凍餃子事件では、農薬混入が特定される以前に、薬品異臭苦情が消費者から寄せられ、その際に行った検査によって「包装異臭成分からトルエン、キシレン、ベンゼンが検出された」とされていた。

また、別の検査では、「赤外線吸収スペクトル分析を行なった結果、多量のリンを含む物質であることが判明したが、

物質の特定には至らず」との結果が報告されていた。

中国産冷凍餃子事件では、対象となる商品が広域にわたって販売されており、個々に寄せられた問題に対して、同一の問題である可能性を考慮することが難しい点があったと考えられるが、結果的には、これらの得られた情報からリン系農薬の可能性を検討され、農薬検査の実施が望まれた。

また、今回の国内冷凍食品事件においても企業のHPに掲載されている報告によると、中国産冷凍餃子事件同様に、まず異臭苦情が消費者から寄せられており、自社内で調査を進めた後に、原因特定の為の臭気成分に関する検査をされた。

この結果、酢酸エチル、エチルベンゼン、キシレンなどが検出され、これらは、塗料・農薬等の溶媒に使用されているとの情報を入手したとされている。

そして、この結果から、農薬付着の可能性否定を目的として農薬検査を実施したところ、農薬成分の混入特定に至ったとの報告がされている。

ただ、結果論となるが、より早い段階での農薬検査が望まれる結果となつた。

上述の点は、それぞれ結果論での話であるが、今後は、これらの事件を参考とし、各企業が迅速な対応を行うことが求められる。このことから、より具体的に、どの様な事も想定されるべきであるかについて検討した。

I-①混入される可能性が考えられる物質の検討

毒物を連想する場合、毒物及び劇

*注1 厚生労働省HP中国産冷凍餃子を原因とする薬物中毒事案について – 行政及び事業者等の対応の検証と改善策
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/china-gyoza/dl/01.pdf>